

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
平成30年度食肉中の残留動物用 医薬品検査業務	H30.5.10	(株)エフイーエーシー 出雲市湖陵町板津1	1,803,600	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記会社は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っており、同法第26条第3項による国の命令検査等多くの実績がある。左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から10数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。県内には収去検査業務の委託先であるもう1つの登録検査機関が存在するが、危機管理の上で複数の登録検査機関に委託できる体制が必要であることに加え、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、これまで発注を行わなかった県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	